

医療法人社団菅病院

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称 医療法人社団菅病院
事業者の所在地 岡山県井原市井原町1 2 4 番地
法人種別 医療法人社団
代表者名 齋藤 浩記
電話番号 0866-62-2876 FAX0866-62-6301

2 ご利用施設

施設の名称 医療法人社団菅病院
施設の所在地 岡山県井原市井原町1 2 4 番地
施設長 溝口 博喜
電話番号 0866-62-2876 FAX0866-62-6301

3 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

医療法人社団・菅病院が、通所リハビリテーション施設にて行う事業の適正な運営を確保するために、人員および運営管理に関する事項を定め、施設の理学療法士その他の事業者が、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定通所リハビリテーションの必要を認めた者に対して、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 1 施設の職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した、在宅療養が継続してできるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 職員体制

管理者 1 名
医師 1 名以上
理学療法士 1 名以上
介護職員 2 名以上

5 営業日及び利用定員

営業日 月・火・水・木・金・土曜日（ただし12月30日～1月3日と国民の祝日を除く）
営業時間 午前9時から午後5時まで 希望により1時間の延長可能
利用定員 1日20名

6 実施地域 旧井原市、芳井町与井・梶江・築瀬・吉井

7 通所リハビリテーションの概要

機能回復訓練・・・各利用者の状況に適した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。

日常生活動作訓練・・・食事・入浴・排泄・着替えなどの日常生活動作の援助を行うと共に、自立に向けて訓練を行います。

レクリエーション・・・レクリエーション指導資格を有するものにより、適宜レクリエーションを行うよう配慮いたします。

健康管理・・・・・・医師により、利用者の健康管理に努めます。また緊急など必要な場合には主治医あるいは協力医療機関などに責任を持って引き継ぎます。

相談及び援助・・・・当施設は、通所者およびそのご家族から、いかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

送迎・・・・・・送迎が必要な方は、当施設の送迎車で送迎を行います。

8 利用料

介護報酬の告示上の額。以下は 1 割負担の方、2 割負担の方は倍額、3 割負担の方は 3 倍額になります。

通所リハビリテーション利用料（1 回の利用あたり）

	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満
要介護 1	3 6 9 円	3 8 3 円	4 8 6 円	5 5 3 円	6 2 2 円	7 1 5 円	7 6 2 円
要介護 2	3 9 8 円	4 3 9 円	5 6 5 円	6 4 2 円	7 3 8 円	8 5 0 円	9 0 3 円
要介護 3	4 2 9 円	4 9 8 円	6 4 3 円	7 3 0 円	8 5 2 円	9 8 1 円	1 0 4 6 円
要介護 4	4 5 8 円	5 5 5 円	7 4 3 円	8 4 4 円	9 8 7 円	1 1 3 7 円	1 2 1 5 円
要介護 5	4 9 1 円	6 1 2 円	8 4 2 円	9 5 7 円	1 1 2 0 円	1 2 9 0 円	1 3 7 9 円

加算項目

入浴加算（Ⅰ）	40 円／日
リハビリテーションマネジメント加算（イ）（同意の属する月から 6 月以内） （6 か月を超えた期間）	560 円／月 240 円／月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（同意の属する月から 6 月以内） （6 か月を超えた期間）	593 円／月 273 円／月
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）（同意の属する月から 6 月以内） （6 か月を超えた期間）	793 円／月 473 円／月
医師が利用者またはその家族に説明した場合、上記に加えて加算	270 円／月
退院時共同指導加算（初回のみ）	600 円
短期集中リハビリテーション加算（3 ヶ月以内）	110 円／回
サービス提供体制加算 Ⅱ	18 円／回
介護職員等处遇改善加算	所定単位の 8.6％／月
理学療法士等体制強化加算	30 円／回
送迎減算（居宅と事業所間の送迎を行わなかった場合）	片道 －47 円
時間延長加算（1 時間）	50 円／回
科学的介護推進体制加算	40 円／月
栄養アセスメント加算	50 円／月
リハビリテーション提供体制加算	3 時間以上 4 時間未満 4 時間以上 5 時間未満 5 時間以上 6 時間未満 6 時間以上 7 時間未満 7 時間以上
	12 円／回 16 円／回 20 円／回 24 円／回 28 円／回

介護予防サービス

1 月あたりの利用料

要支援 1	2268 円／月
要支援 2	4228 円／月

ただし、利用開始日の属する日から 12 月を超える場合の減算

要支援 1	120 円／月	要支援 2	240 円／月
介護推進体制加算	40 円／月		
栄養アセスメント加算	50 円／月		
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援 1 72 円／月 要支援 2 144 円／月		
介護職員処遇改善加算	所定単位 8.6％／月		

ただし介護保険の限度枠を超えた場合および保険料の滞納などの理由により介護保険の適応を受けられない場合は別に料金を請求します。

介護保険サービス外

通常の実施地域外の交通費	片道 200 円（実施地域を超えて 10km まで） 片道 400 円（10km を超えて 20km まで）
食費	600 円
おむつ代	パット 70 円 はくパンツ 200 円

9 個人情報に関して

当施設のご利用に際して、お聞きした情報などは他者に一切漏らしません。

ただし、情報提供を行うことで利用者の利益になると判断される事柄に関しては、「情報提供に関する同意書」により同意を得ます。またご利用終了後から 2 年間は責任を持って保管いたします。

10 緊急時・事故等に関する対応

利用者の病状に急変が起きた場合や事故等が発生した場合、必要に応じ臨時応急の手当てを行います。家族等緊急連絡先に連絡するとともに、主治医に連絡し適切な処置を行います。

事故等により発生した事項に関しては以下に記載する損害賠償の対象とさせていただきます。

また事故発生に関しては、保険者（市町）に利用者及び家族の同意のもと連絡をとることがあります。

11 苦情申し立て先

ご利用時間 24 時間対応

ご利用方法 電話 0866-62-2831

面接 在宅ケアセンター相談室

窓口担当者 飯塚 和幸

詳細については別紙参照

12 協力医療機関

医療機関の名称 医療法人社団 菅病院

院長名 溝口 博喜

所在地 井原市井原町 124 番地

電話番号 0866-62-2831

13 非常災害時の対策

非常時の対応・・・別途定める「消防計画」に則り対応します。

近隣との協力関係・夏目町内会（井原消防団）と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束します。

平常時の訓練など・別途定める「消防計画」に則り、年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者も含め実施します。

防災設備・・・・・・自動火災報知機・防火扉・誘導灯・屋内消火栓・ガス漏れ報知器・非常通報装置・非常用電源・漏電火災報知機、カーテン、布団等は防災性能のあるものを

使用しています。

災害発生時は速やかに適切な援助を行います。

14 事業継続計画

当施設は感染症や非常災害の発生時において、サービスの継続的提供を実施するために業務継続計画を策定し、実施します。

15 高齢者虐待防止について

当施設は高齢者虐待防止法に基づき、利用者の人権擁護・高齢者虐待の防止に関する委員会設置、指針を整備及び研修の開催、以上の点を適切に行うため、担当者を置きます。

16 身体的拘束廃止について

当施設は、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束、制限は行いません。

17 損害賠償

当施設職員の不注意により、ご利用者等の身体に何らかの形で傷害をおよぼしたり、器物を破損したりした場合その損害を賠償させていただきます。ただしご利用者等に問題があると考えられる場合はこれを除きます。

また、逆に利用者等が故意に施設または事業職員に損害を与えた場合はその損害に対して賠償を請求することがあります。

18 ご利用の際に留意及び禁止いただく事項

留意事項

- 一 金銭、貴重品の持参
- 二 当施設の備品の利用に際しては清潔保持、整理整頓に心がけ大切に使用すること
- 三 食べ物、飲み物の持ち込み

禁止事項

- 一 外出
- 二 指定した場所以外での火気の使用
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- 四 営利目的の行為
- 五 宗教の勧誘
- 六 特定の政治活動
- 七 施設内での喫煙

19 第三者による評価の実施状況

一	あり	実施日	年	月	日
		評価機関名称			
		結果の開示	1.あり	2.なし	

⊖ なし

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書同意書

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供開始に同意いたします。

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者の家族 住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

令和 年 月 日

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用開始に際して、本書面に基づき利用者及びご家族等に、重要事項の説明を行いました。

医療法人社団 菅病院 通所リハビリテーション

説明者署名 氏名 _____

個人情報利用同意書

私、及び私の家族は以下の条件に適合する場合には、
利用者及び家族の個人情報の共有あるいは提供に同意いたします。

1 主治医

2 契約を結んだ居宅支援事業所

(居宅支援事業所を変更された場合をさします。)

3 ご利用をされている居宅サービス事業者及びボランティア等

4 以上の事業者等と調整会議を行う際

5 ご本人が入院又は入所される場合の入院（入所）先

6 市町村への情報提供が必要な場合

7 緊急時の対応に必要な医療機関

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者の家族 住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	医療法人社団菅病院指定通所リハビリテーション
申請するサービス種類	(介護予防) 指定通所リハビリテーション

措置の概要																					
1.	利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 ご利用時間：24時間常時連絡可能 ご利用方法：電話 0866-62-2831 FAX 0866-62-6301 面接場所 菅病院在宅ケアセンター相談室 担当者 飯塚 和幸 電話による苦情の場合 時間内・・・苦情担当（飯塚和幸）に電話をまわす。 時間外・・・電話を受けたものが聞き取り書式に記載。翌日、苦情担当に渡す。 （内容が急を要する場合は関係各部署に連絡対応する。） 意見箱による苦情の場合（ご意見受付用紙） 毎週月曜日に苦情担当が回収する。 FAXによる場合 時間内の場合は苦情担当に渡す。 時間外の場合翌日に渡す。（内容が急を要する場合は関係各部署に連絡対応する。） その他の苦情受付窓口 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">井原市役所市民部介護保健課</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">井原市井原町311-1</td><td>TEL0866-62-9519</td></tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">矢掛町役場健康福祉課</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">小田郡矢掛町矢掛3118-3</td><td>TEL0866-82-1010 FAX0866-82-1454</td></tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">笠岡市役所長寿支援課</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">笠岡市中央町1-1</td><td>TEL0865-69-2139</td></tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">岡山県国民健康保険団体連合会</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">岡山県岡山市桑田町17-5</td><td>TEL086-223-9101 FAX086-223-9105</td></tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">岡山県備中県民局健康福祉部</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">倉敷市羽島1083</td><td>TEL086-434-7054 FAX086-427-5304</td></tr> </table>	井原市役所市民部介護保健課		井原市井原町311-1	TEL0866-62-9519	矢掛町役場健康福祉課		小田郡矢掛町矢掛3118-3	TEL0866-82-1010 FAX0866-82-1454	笠岡市役所長寿支援課		笠岡市中央町1-1	TEL0865-69-2139	岡山県国民健康保険団体連合会		岡山県岡山市桑田町17-5	TEL086-223-9101 FAX086-223-9105	岡山県備中県民局健康福祉部		倉敷市羽島1083	TEL086-434-7054 FAX086-427-5304
井原市役所市民部介護保健課																					
井原市井原町311-1	TEL0866-62-9519																				
矢掛町役場健康福祉課																					
小田郡矢掛町矢掛3118-3	TEL0866-82-1010 FAX0866-82-1454																				
笠岡市役所長寿支援課																					
笠岡市中央町1-1	TEL0865-69-2139																				
岡山県国民健康保険団体連合会																					
岡山県岡山市桑田町17-5	TEL086-223-9101 FAX086-223-9105																				
岡山県備中県民局健康福祉部																					
倉敷市羽島1083	TEL086-434-7054 FAX086-427-5304																				
2.	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 苦情処理 苦情担当は苦情内容を書式に記載する。（苦情・要望整理用紙） 苦情内容をサービス提供責任者に連絡し詳しい事情、状況を利用者などに確認する。 苦情内容に関連するセンター長及び職員に連絡をし、会議を開く。（苦情処理会議） 会議内容は議事録を作成する。苦情先に渡す返答の書式を作成する。 苦情受付方法により、返答方法を決定する。（返答用紙） （原則、書面による直接返答とする。） （匿名の苦情の場合は書面を掲示板に掲示する。） 苦情担当は返答書式を苦情先に説明し渡す。 以上の手順を、苦情受け取りより3日以内。（休業日は除き3日以内） （内容により期間はなるべく短縮する。） 記録を台帳に保管し、再発を防ぐ為に役立てる。																				